



労基署便り 令和2年度 No.10

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1月～12月）

※ 暫定値（本年3月末で確定）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	51 (1)	58 (1)	7	422 (1)	432 (5)	10
食料品製造業	13	15	2	203	180 (2)	-23
機械金属製造業	23 (1)	20 (1)	-3	106 (1)	120 (3)	14
建設業 計	26 (1)	19	-7	332 (7)	270 (3)	-62
土木工事業	11 (1)	5	-6	104 (4)	87 (1)	-17
建築工事業	14	10	-4	179 (3)	151 (2)	-28
その他の建設	1	4	3	49	32	-17
運輸交通業 計	8	9	1	356 (2)	314 (1)	-42
陸上貨物運送業	8	11	3	317 (2)	294 (1)	-23
商業	24	22	-2	377	357	-20
全産業	162 (2)	158 (3)	-4	2182 (17)	2165 (13)	-17

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

36協定（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなります

<36（サブロク）協定とは>（おさらい）

労働基準法では、労働時間は原則で1日8時間、1週40時間（①商業、映画・演劇業、③保健衛生業、④接客娯楽業の10人未満の事業場では特例で1週44時間まで）までとなっており、これを超えて働かせると時間外労働（残業）となります。また、同法では休日は少なくとも毎週1日と定められていますが、この休日に労働させると休日労働となります。時間外労働および休日労働を行わせる場合には事前に労使協定を結んで所定の様式で監督署に届け出なければならないと同法36条に定められています。そのため時間外・休日労働の協定を36協定と呼ぶのです。36協定の主な留意点は、

- ① 有効期間は通常1年間とするよう監督署で指導していますので、**毎年、提出**する必要があります。
- ② 届け出た時から効力が発生するので、時間外・休日労働を行わせる場合は、**事前の届出**が必要です。
- ③ **労働者の人数や時間外労働等の時間数にかかわらず**時間外・休日労働を行わせるすべての事業場で協定して届け出る必要があります。

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で**合意のうえ、36協定（労使協定）を締結**
- ② **36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入**
- ③ **36協定届を労働基準監督署に届出**
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、**労働者に周知**

電子申請による届出が可能



<今回の様式改正について>

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります。変更点は以下の2点です。

①36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

労働者代表（事業場における過半数労働組合又は過半数代表者）が適切であるか確認するためのチェックボックスで、労働者が、過半数代表者である場合は、

ア 管理監督者でないこと

イ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること

ウ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

について確認するものです。

②36協定届における押印・署名の廃止

使用者の押印及び署名が不要となります。ただし、36協定届が協定書を兼ねる場合は、使用者及び労働者代表の記名押印又は署名などが必要となりますのでご注意ください。

※ 本年4月1日以降に届け出する場合は、新様式でお願いいたします。（ただし、旧様式にチェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。）

※ 新様式等については、以下の厚生労働省ホームページにございます。

 36協定届様式のダウンロード		 そのまま出せる36協定届を作成		 36協定届の電子申請はこちら	
労働基準関係主要様式 <input type="text"/> 検索		スタートアップ労働条件 <input type="text"/> 検索		労基法等 電子 <input type="text"/> 検索	

※ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届も36協定届と同様に様式が変更になります。新様式は厚生労働省のホームページからダウンロードいただくか、監督署にお尋ねください。

歯科医による健康診断を実施しましょう

事業者は、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、（50人以上の事業場は）その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。（労働安全衛生法第66条第3項）

厚生労働省が、**酸などの取扱業務**のある事業場に自主点検を行ったところ、歯科健診を実施したと回答した事業場は31.5%にとどまる状況ですので、下記の対象労働者がいる場合は、下記の実施時期において適切に歯科健診を実施しているかご確認ください。

◆対象労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項）

※例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回

溶接ヒューム、石綿等に関する改正法令研修会の開催について

改正法令が施行されることから（石綿関係の一部規定は昨年10月から施行されています。）、厚生労働省では研修会を以下のとおり開催します。会場とWebどちらでも受講できます。（**感染防止の観点からWebを推奨**）

①開催日時

令和3年2月10日(水)

【午前の部】 9:00～11:30（約2時間）※石綿関係の説明はありません。

【午後の部】 13:00～16:30（約3時間）※石綿関係の説明を約1時間予定しています。

②会場・参加定員

TKPガーデンシティ仙台勾当台（仙台市青葉区国分町3-1-6 仙台パークビル2階）

【定員】午前の部、午後の部ともに 各50名

※オンライン配信（Web受講）はYouTubeを使用。定員はありません。参加申込締切後に配信用URLを送付

③申込先

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp へてに送信してください。）

登録はこちらから。

